

「令和8年度 近畿中国森林管理局販売委託業務」 企画競争説明書

1 業務の概要

国有林野の産物について、問屋業者に販売業務を委託する。

2 企画提案書の作成上の留意事項

(1) 企画提案書の作成方法

次に掲げる各記載事項について、企画提案書指定様式に簡潔に記述すること。

ただし、取組実績等の分かる参考資料を別途添付すること。

(2) 企画提案書への記載事項等

① 基本事項

- ・ 氏名又は名称及び代表者並びに住所又は主たる事務所の所在地
- ・ 法人の場合にあつては、定款、寄付行為及び登記簿
- ・ 事業の沿革及び現況
- ・ 最近の事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書

② 企画提案書への記載事項及び留意点

企画の提案	記載に際しての留意点
1 取扱実績	・ 国有林・民有林別の取扱量及び販売額を記載すること。 ・ 指定する樹種及び銘柄の平均販売単価を記載すること。 ・ 高品質材及び並材の主な取扱樹種を記載すること。
2 業務の実施体制	・ 総職員数及び市売りを担当する職員数を記載すること。
3 販売経費 ① 桎積料 ② 販売手数料 ③ 輸送費	・ 委託販売に係る桎積料、手数料及び輸送費を記載すること。（桎積料及び手数料は、材種別等により違いがある場合はその区分毎とし、輸送費は山元まで引取り可能な場合に記載すること。）
4 事務処理	・ 事務処理における指定の様式の作成方法及び提出方法等について記載すること。
5 特色	・ 集客状況について記載すること。 ・ 市売りの開催状況について記載すること。 ・ 自動選別機の設置について記載すること。
6 有利販売、販売努力の取組	・ 有利販売の実績について記載すること。 ・ 新たな販路拡大、インターネットなどによる宣伝等の取組について記載すること。 ・ 顧客確保の取組について記載すること。 ・ 今後の新たな取組について記載すること。 ・ 山元還元への取組について記載すること。 ・ その他、販売努力の取組について記載すること。
7 安全対策の取組	・ 労働災害の発生状況について記載すること。
8 ワークライフバランス等の推進への取組	・ ワークライフバランス等の推進への取組について記載すること。
9 働き方改革の取組	・ 働き方改革の取組について記載すること。

(3) 企画提案書の無効

企画提案書に虚偽の記載があった場合、提出した企画提案書は無効とする。虚偽の記載の発覚が選定後であっても同様とする。

また、企画提案書の内容が遵守されていない場合は、選定後であっても選定自体を無効とする。

3 企画提案書の選定

提出された企画提案書について、近畿中国森林管理局の「販売委託業務審査委員会」において審査を実施し、販売業務を委託する問屋業者を選定する。結果については企画提案書を提出した者に対し、書面により通知するとともに、選定市場については、森林管理局、森林管理署及び森林管理事務所（以下「森林管理署等」という。）において公表する。

なお、具体的販売委託業務については、委託する樹材種、数量、当該問屋業者の特色や能力等の因子を考慮して行う。

4 企画提案書の提出方法

① 提出方法：指定様式により、電子媒体による送信又は郵便、持参のいずれかの方法により、期限までに提出（必着）すること。

電子媒体により提出する場合は、PDF ファイルにより (kc_katsuyou@maff.go.jp) ヘメール送信（電子メールの送信容量は上限 7 MB のため、それ以上の場合は複数回に分けて送信）のうえ、近畿中国森林管理局資源活用課へ受信を確認すること。

紙媒体により提出する場合は、「企画競争の実施公告」の 6 企画競争説明書の交付・企画提案書の提出場所及び照会窓口に定める最寄りの森林管理署等へ郵送又は持参すること。

② 提出期限：令和 8 年 3 月 9 日（月）17 時 00 分まで

5 その他留意事項

- (1) 企画提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 選定されなかった場合にも、企画提案書は返却しない。
- (3) 企画提案書の提出後において、原則として企画提案書に記載された内容の変更を認めない。
- (4) 本公告に基づき選定された市場であっても、事業実行上の理由により委託されない場合等の異議は一切申し立てることができない。
- (5) 申請は、受託を希望する団体等が行うものとする。ただし、他団体等の原木市場において、委託販売の実施を希望する団体等は、委託販売を実施する原木市場の内容について記載する。

6 合法材について

- (1) 選定された市場は、森林管理署等から委託の申込があり、受託した場合は、「委託材は、合法性・持続可能性を確保した森林から生産された木材・木材製品であること」を需要者に PR するよう努めるものとする。
- (2) 森林管理署等は、委託市場に対し前項の取組状況について、報告を求めることができるものとする。

7 販売結果報告書について

「国有林野の林産物販売委託契約約款」に基づき提出する販売結果報告書については、別添の第 6 号様式により提出すること。

8 インボイス制度について

インボイスに係る対応については、適格請求書の写し、または適格請求書の写しと相互の関連が明確な精算書等の書類を提出すること。

なお、上記 7 の結果報告書に必要な事項を記載することで、写しの提出に替えることができる。

9 消費税について

消費税については、樹種毎等の税抜き価格を合算した金額に対して乗じることとする。

10 暴力団排除に関する誓約事項等

委託業務の受諾希望者は「暴力団排除に関する誓約事項」（別紙 3）の内容を確認したうえで企画提案書に添付することとし、その提出をもってこれに同意したものとなる。

また、本企画競争に係る国有林野の産物販売委託契約においては、暴力団排除に関する特約条項（別紙 4）を付して締結することとする。

(別紙3)

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴局の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、販売委託業務の企画提案書の提出をもって誓約します。

(別紙4)

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を得る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者(以下「解除対象者」という。)を売買物件の全部又はその一部の販売又は譲渡の相手及び買受けに伴う作業の請負人又は当該作業を受託した者(以下「転売先等」という。なお、買受けに伴う作業の請負又は委託が数次にわたるときは、全ての請負先又は委託先を含む。)としないことを確約する。

(転売等に関する契約解除)

第4条 乙は、引渡前（立木販売・概算販売については、搬出・引渡完了時まで）に転売先等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該転売先等との契約を解除し、又は転売先等に対し当該解除対象者（転売先等）との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が、転売先等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは転売先等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該転売先等との契約を解除せず、若しくは転売先等に対し当該解除対象者（転売先等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(契約解除による売買代金の返還等)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、搬出未済の物件（伐倒木及びその加工品を除く。）であって当該契約の解除された部分に係るものは、甲に帰属するものとし、甲は、これに相当する代金を乙に返還するものとする。

2 前項の規定により甲から乙に返還される金額に対しては、利息を付さない。

3 第1項により甲から乙に代金を返還する場合は、甲はその代金の算定に必要な調査を行うものとし、乙はその調査に要する費用の全てを支払うものとする。

4 甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、乙が甲に納付した契約保証金は甲に帰属し、契約保証金が免除されているときは売買代金の100分の10に相当する金額を違約金として、甲の指定する期限までに甲に納付しなければならない。

5 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときであって、前項の規定によりその損害の全部を償うことができないときは、その不足額を賠償するものとする。

6 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

7 乙は、引渡後（立木販売・概算販売については、搬出・引渡完了時以降）に自ら又は転売先等が解除対象者であることが判明したときは、売買代金の100分の10に相当する金額を違約金として、甲の指定する期限までに甲に納付しなければならない。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は転売先等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は転売先等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。